

TPP（環太平洋パートナーシップ） 政府対策本部の設置に関する規則

〔平成25年4月5日〕
内閣総理大臣決定

（設置及び任務）

第1条 TPPに関する主要閣僚会議及び幹事会に係る事務を処理し、また、TPP協定交渉等に関する方針等の企画及び立案並びに総合調整を行うため、内閣官房にTPP政府対策本部（以下「本部」という。）を置く。

（組織）

第2条 本部に、本部長、国内調整総括官、首席交渉官その他所要の本部員を置く。

2 本部長は、経済再生担当大臣をもって充てる。

3 本部長は、本部の事務を掌理する。

4 国内調整総括官は、対処方針等の各省調整のうち重要な案件の総合調整を担当するとともに、国会対応の総括及び国民への情報提供を行う。なお、国内調整総括官は、交渉全体の様々な分野の状況をみわたして我が国の国益を確保するとの観点から総合的な調整を行う。

5 首席交渉官は、交渉チームを統括し、関係府省庁と調整の上、TPPの各回交渉会合の対処方針等を策定する。交渉会合では首席交渉官会合に出席するとともに、各分野の交渉官等を適宜指示しつつ国益をかなえるための交渉を行う。なお、首席交渉官は、交渉全体の様々な分野の状況をみわたして我が国の国益を確保するとの観点から総合的な調整を行う。

（補則）

第3条 この規則に定めるもののほか、本部の内部組織に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月5日から実施する。